

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>別表第11（第5条の3、第34条第1項及び第37条第2項） 公共用水域に排出される排水の規制基準(1) 事業所の排水の排水指定物質に係る許容限度は、次に定めるとおりとする。 (表及び備考1から7まで省略)</p> <p>8 排水の測定の方法は、ダイオキシン類にあっては規格K0312に定める方法、ニッケル及びその化合物にあっては規格<u>K0102の5</u> <u>9</u>に規定する方法、これら以外の排水指定物質にあっては排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「環境庁告示第64号」という。）に定める方法による。この場合において、次に掲げる排水指定物質に係る排水の測定の方法は、排水指定物質の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める項目に係る方法による。</p> <p>((1)から(6)まで省略)</p>	<p>別表第11（第5条の3、第34条第1項及び第37条第2項） 公共用水域に排出される排水の規制基準(1) 事業所の排水の排水指定物質に係る許容限度は、次に定めるとおりとする。 (表及び備考1から7まで省略)</p> <p>8 排水の測定の方法は、ダイオキシン類にあっては規格K0312に定める方法、ニッケル及びその化合物にあっては規格<u>K0102－ 3の18</u>に規定する方法、これら以外の排水指定物質にあっては排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「環境庁告示第64号」という。）に定める方法による。この場合において、次に掲げる排水指定物質に係る排水の測定の方法は、排水指定物質の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める項目に係る方法による。</p> <p>((1)から(6)まで省略)</p>
<p>別表第12（第34条第1項及び第37条第2項） 公共用水域に排出される排水の規制基準(2) 事業所の排水の生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量その他の水の汚染状態を示す項目に係る許容限度は、次に定めるとおりとする。 (1の表省略)</p> <p>2 水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、大腸菌数、外観及び臭気の許容限度 (表及び備考1から4まで省略)</p> <p>5 排水の測定の方法は、次に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。 ((1)省略) (2) 外観 規格<u>K0102の8</u>に定める方</p>	<p>別表第12（第34条第1項及び第37条第2項） 公共用水域に排出される排水の規制基準(2) 事業所の排水の生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量その他の水の汚染状態を示す項目に係る許容限度は、次に定めるとおりとする。 (1の表省略)</p> <p>2 水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、大腸菌数、外観及び臭気の許容限度 (表及び備考1から4まで省略)</p> <p>5 排水の測定の方法は、次に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。 ((1)省略) (2) 外観 規格<u>K0102－1の7</u>に定める</p>

法

(3) 臭気 規格K0102の10.2に定める方法

方法

(3) 臭気 規格K0102-1の11.3に定める
方法